

2025 年 1 月版

有機 JAS フォローアップ資料

～ 2024 年度 ～



公益財団法人 自然農法国際研究開発センター

もくじ

1. JAS 告示改正について	．．．．．P. 1
2. 今年度の事例から学ぶ	．．．．．P. 7
3. 有機 JAS 資材評価協議会の取り下げ資材	．．．．．P. 8
4. 連絡事項	
①（農産）きのこ類の取り扱い開始	．．．．．P. 9
② 有機 JAS シール、看板の価格改定	．．．．．P. 9
③ 「有機 JAS 認証事業者一覧詳細（公表に同意された事業者）」	
に掲載者の変更について	．．P.10
④ 書類の提出について	．．．．．P.11
＜付録＞	．．．．．P.16

有機 JAS マーク・認証農地用看板 注文書

有機 JAS 認証事業者一覧詳細 掲載希望回答用紙

1. JAS 告示改正について

2024 年 7 月 1 日に有機 JAS を含む JAS の告示改正が行われました。

ここでは、有機農産物及び有機加工食品に絞って、主な改正内容をまとめます。

有機農産物・有機加工食品の日本農林規格について

●有機農産物JAS、有機加工食品JASは、特色のある生産方法を次のとおり規定

【有機農産物JAS】

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産すること

【有機加工食品JAS】

原材料である有機農産物及び有機畜産物の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として生産すること

●当該JASについて、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」（以下「Codex ガイドライン」という。）と整合を図りつつ、本JAS を利用する事業者の実態に即した基準となるよう規格を改正

●併せて、JAS の国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、他の JAS と同様に ISO の様式作成の手引きを考慮して作成された JIS Z 8301 に従い様式を改正

改正の概要

今回の改正は、内容的な変更よりも、見た目が大きく変更されました。（一般 JAS にあわせた表記・書き方に変更。）

まず、タイトルが有機農産物の日本農林規格ならば「JAS1605」、有機加工食品の日本農林規格は「JAS1606」といった表記になりました。

本文も、これまでの第 1 条、第 2 条ではなく、箇条書き（例えば「**箇条 5.12 育苗管理**」等）です。また、別表 1、別表 2 等も「**表 A.1**」、「**表 B.1**」等となりました。

これによって、周辺書類（認証の技術的基準、Q&A 等）も表記を揃えて改訂が行われています。

認証事業者の皆様も、再確認する良い機会として内部規程及び格付規程等の関係書類を見直し、改正 JAS の表記に合わせるよう書き換えてください。

以下は、JAS1605（有機農産物）及び JAS1606（有機加工食品）で、主な内容的改正箇所です。

<有機農産物>

●きのこ類の栽培場における栽培管理において使用可能な資材の改正

➤菌床栽培きのこ類の栽培管理において、現行基準で使用可能な資材だけでは、十分なきのこの発生が見込めないケースがあることから、菌床栽培きのこ類に使用可能な資材を追加

- ✓菌床に使用するおがこの特性上、栽培中に菌床のpHが低下し、きのこの発生に影響がでることから、菌床の機能維持のためにpH調整が必要
- ✓現状、使用可能な資材に、pH調整を目的とした資材はない
- ✓使用可能な表A.1（別表1）の資材として「炭酸カルシウム」、「消石灰」を追加

➤近年のきのこ類栽培の動向を踏まえ、使用可能な資材の範囲を拡大

- ✓菌床の原材料となる資材（おがこ、ふすま、ぬか類等）の不足や価格高騰などの背景により、菌床栽培きのこ類の栽培において、菌床の原材料として使用する資材が多様化
- ✓菌床の原材料として使用可能な有機の資材として、「竹」、「廃菌床」も対象となるよう範囲を拡大
- ✓使用可能な表A.1（別表1）の資材として「米ぬか」としていたところを「ぬか類」に拡大

➤土壌において栽培を行わない堆肥栽培きのこにあつては、堆肥の原材料として、きのこ類の栽培場における栽培管理に規定する資材（やむを得ない場合に限り使用できる表A.1（別表1）の資材を除く）の使用を必須とすることを明確化。

●スプラウト類の改正

（当センターの事業者で該当しないため割愛）

<有機加工食品>

●使用可能な原材料及び添加物の改正

➤有機藻類を加工原料とする加工食品のカテゴリーを新設

- ✓現状、有機藻類は、有機加工食品の有機原材料として使用できず、他の非有機原料と合わせて5%以下の割合とすることが必要
- ✓定義に「**その他有機加工食品**」を新設
- ✓有機的な藻類の生産方法を規定した有機藻類JASの格付が行われた藻類であれば、「その他有機加工食品」の原材料として使用可能とする
- ✓有機加工食品の生産の原則における、製造または加工の過程において保持すべき特性に、**有機藻類の有する特性**を追加

➤5%以内の非有機原材料として使用可能ものについて改正

- ✓現行基準において使用可能な非有機原材料は、農畜産物及びその加工品
- ✓酵母・乳酸菌等は、農畜産物に該当しないため、現行基準では使用不可
- ✓酵母・乳酸菌等、農畜産物に該当しない原材料も非有機原材料として使用可能となるよう、これらを含めた「**飲食料品**」と規定

●原材料に使用できる資材の改正

- 原材料として使用される有機農産物又は有機畜産物について、その受け入れから製造又は加工前までの間、有機農産物JAS又は有機畜産物JASに掲げる調整用等資材を使用してもよいことを規定

<有機加工食品>

●原材料名表示の改正

- 使用した有機原材料の表示として記載すべき“有機”等の文字に代えて、有機を示す記号を記載してよいことを規定
- 使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物等に記載すべき“転換期間中”の文字に代えて、転換期間中を示す記号を記載してよいことを規定
- いずれの場合も記号に関する説明を記載

(例)



名 称：有機めんつゆ（転換期間中）
原材料名：しょうゆ*#、
しいたけ*、食塩

（「*」は「有機」を示す記号です。
「#」は「転換期間中」を示す記号です。）

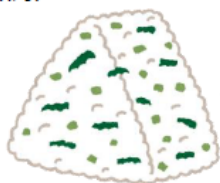
- ・「*」を「有機」、「#」を「転換期間中」として、それぞれ記号で表示可
- ・一部のみ記号で表示可（「有機しょうゆ#」や「しょうゆ*（転換期間中）」など）
- ・説明は一括表示の欄外に行う

●その他有機加工食品の名称表示

- 「その他有機加工食品」における名称表示のルールを規定。

- ✓指定農林物資の対象は「有機農産物加工食品」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」
- ✓「その他有機加工食品」は、指定農林物資ではないため、これに用いられる名称については、指定農林物資でないことが分かるように記載することを規定

(例)



名 称：有機おにぎり
原材料名：有機米、有機ワカメ、塩

当該商品は有機ワカメを6%使用しており、
指定農林物資ではありません。

- ・説明は一括表示の欄外に行う

<使用可能な資材の改正>

●Codex ガイドラインに示された資材の追加要件、他国の状況等を踏まえ、使用可能な資材を改正

JAS1605（有機農産物）表A.1（別表1）、表B.1（別表2）、表D.1（別表5）

JAS	資材		概要
有機農産物	農薬 (追加)	エチレン	・パイナップルの開花誘発の目的での使用に限る
		メタルデヒド剤 シタケ菌糸体抽出物水溶剤	・現在の農薬登録状況を反映 ・現在別表2に掲載している農薬と同じ有効成分で剤形が異なる農薬
		カスガマイシン液剤 カスガマイシン粉剤 カスガマイシン水溶剤 カスガマイシン粒剤	・イネのいもち病等の防除の目的で使用を想定
		その他の農薬 (有効成分として別表2の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。)	・混合剤について、個別での掲載をやめ、別表2に記載された農薬の有効成分からなる混合剤の使用を可能とする
	農薬 (削除)	クロレラ抽出物液剤	・現在の農薬登録状況を反映 ・現在登録が失効している農薬であるため、別表から削除
		ワックス水和剤	
		ケイソウ土粉剤	
		硫黄・銅水和剤	・混合剤については、個別の記載をやめるため、別表から削除
		炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
		天敵等生物農薬・銅水和剤	
	調製用等資材	次亜塩素酸水	・基準を削除（基準：食塩水を電気分解したものであること。）
		次亜塩素酸ナトリウム（食塩水を電気分解したものであること。）	・農産物の洗浄、殺菌の目的で使用を想定して追加
		炭酸カルシウム 水酸化カルシウム	・農産物の品質保持改善の目的で使用を想定して追加

JAS1606（有機加工食品）表A.1（別表1）

JAS	資材		概要
有機加工食品	添加物 (使用条件の 変更)	乳酸（270）	・農産物の加工品に使用する場合を追加
		硫酸（513）	・pH調整剤として藻類の加工品に使用する場合を追加
		水酸化ナトリウム（524）	・pH調整剤として藻類の加工品に使用する場合、食用油脂の製造に使用する場合を追加
		次亜塩素酸ナトリウム	・農産物の加工品に使用する場合（食塩水を電気分解したものであること）を追加
		次亜塩素酸水	・基準を削除（基準：食塩水を電気分解したものであること。）
		オゾン	・食肉の消毒に使用する場合を追加

※資材名の後ろの（ ）は、INS番号

バイオ（Bio）表示の取扱いについて

有機表示規制の現状

- 「Bio」とは、「有機（Organic）」と同様の語句である、フランス語の「Biologique」やイタリア語の「Biologico」等の単語の略語。
- EU等において、「Bio」は、「Organic」と同様の意味として表示規制の対象となっている。
- 日本国内においては、一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるものとして、「有機」、「オーガニック（Organic）」の表示を規制の対象として不適正な表示の取り締まりを行っているところ、「バイオ（Bio）」については取り締まりの対象とまではしていない。

令和2年にFAMICによる消費者を対象とした意識調査を行った結果、「バイオ」という用語を「有機」、「オーガニック」等と同じ意味であると認識している消費者は約4%であり、消費者の選択に支障を生じさせるとは認められないことから、「バイオ（Bio）」を対象としなかった。

今後の方向性

- 令和4年のJAS法改正により、有機酒類が有機JASの対象となり、令和7年10月から、有機表示規制の対象となる。
- 現在、市場には輸入ワインを中心に「Bio」表示された酒類が出回っているところ。現状の「バイオ（Bio）」表示の扱いが適切か検討が必要。
- 消費者の意識調査及び市場調査を改めて実施の上、その結果、市場に流通している「バイオ（Bio）」表示された製品、「バイオ（Bio）」を「有機」と認識している消費者が一定数以上認められた場合、一般消費者の選択に著しい支障を生ずることのないよう「バイオ（Bio）」を対象とする方向としてはどうか。
➢「バイオ（Bio）」を対象とする場合には、告示を改正。

以上 （農林水産省提供資料より一部引用）

※2024年7月に、（この時点で認証事業者であった方には）改正の「有機JAS告示集」を送付しているので、ご確認ください。

有機JASについて、関係書類等は農林水産省のホームページよりダウンロードできます。

（有機食品の検査認証制度）

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

2. 今年度の事例から学ぶ

(農産の事例)

- ・適合確認をしていない資材（肥料）を使用していたにもかかわらず、格付表示して出荷していた。
- ・サツマイモ苗の購入にあたり、ほ場で持続的効果を示す禁止農薬等の使用有無を確認していなかったが、格付表示して出荷していた。
- ・コイン精米機で精米した米を、格付表示して出荷していた。（コイン精米機は不特定多数の使用及び有機管理不可のため、使用してはいけない。）

(加工の事例)

- ・非有機原材料を有機原材料と誤認したまま、製品に格付表示をして出荷していた。

【考察】

今回の事例は、農産及び加工とも、小分け事業者の例はなく生産行程管理者のみですが、どの事業者にとっても共通して注意すべきポイントが潜んでいます。

まず、認証事業者とは何であったか振り返ってみましょう。

「有機」と表示し有機 JAS マークを貼るには、登録認証機関から認証を受けた事業者とならなければいけないことは、ご存じのとおりです。言い換えれば、この表示を自ら行うことのできるだけの条件等を満たし、その能力があると認められた事業者です。

では、事例でどこに問題があったか観察してみると、有機ではないものに有機の表示をしていることから、表示前の“検査”の段階で合格としたことに問題があります。

生産行程管理者であれば、格付担当者が「生産行程の検査（格付）」を行います。この検査の段階で確実なチェックを行えなかったことは、認証事業者として失格でした。格付担当者（小分け事業者の場合は格付表示担当者）は、最後の砦であり、ストッパーでもあるとの認識で、誤った表示で出荷しないように注意しましょう。

また、担当者が1人である場合は、誤った認識やミスに気付けないことがありますので、できるだけ複数人の担当者が知識を共有し、別の目線からお互いを監査できる体制を築くことが望まれます。

※認証事業者であれば、講習会は半額の 11,000 円で受講できるので、増員をご検討ください。

3. 有機 JAS 資材評価協議会の取り下げ資材

有機 JAS 資材評価協議会は、農産で使用する肥料等の有機 JAS 適合を評価し、同会のホームページにて公表しています。

同会の公表リストに掲載のある資材は、資材証明書などによる確認を不要としますが、何らかの理由により、公表リストから取り下げとなった資材は、同会の保証が無くなるため、通常の資材と同じく、資材証明書による確認を改めて行う必要があります。

下表は、メーカーより取り下げ報告のあったものですが、報告なく有効期限を更新しなかったメーカーもあるので、購入時は必ず同会のリストに掲載のあることを確認してください。

(2024 年 1 月～2025 年 1 月現在までの取り下げ報告)

登録番号 (JASOM-)	資材名	会社名	取り下げ日	取り下げ理由
230110	熊本ハイパーカーボン堆肥 /熊本ハイパーカーボン BLOF 堆肥 /HYPERCARBON 熊本 BLOF 堆肥	エンザイム株式会社	2024/4/26	登録の整理により、登録番号を「JASOM- 210905」に変更
181105	馬ふんたい肥	有限会社斎藤産業	2024/6/13	JAS 適合としての製造販売を中止するため
190301	スーパー E・R 富士の泉	株式会社サンルート	2024/6/27	有効期限後、更新しない
190201	フローラグリーンミロ	株式会社ビーティーエヌ	2024/8/20	廃業のため
190202	スーパーエコシエル			
170904	ツインパワー	株式会社ナノセ	2024/8/27	登録メリットが無いため
180818	鶏糞発酵済堆肥	株式会社オリエンタルファーム	2024/8/23	有効期限後、更新しない
180819	特選有機質肥料			
181012	AgroPlus TRG101	レーダーインターナショナル	2024/9/2	廃業のため
190408	Lioactive EC100			
180801	富（粉末）パウダータイプ	株式会社フォーティチユード	2024/7/27	製造販売中止のため
210708	浄環富植サンゲンソウ	株式会社発酵堂（旧ナチュラルファーム）	2024/7/11	製造販売中止のため
221102	菌の土			
221103	菌の液			
181207	ナチュレフィット 13 号	株式会社扶相	2024/12/9	有効期限後、更新しない
181208	ナチュレフィット 14 号			
151202	全農有ニームケーキ	株式会社全農有	2024/12/15	有効期限後、更新しない
181228	油かす A	株式会社 瀬戸ヶ原花苑	2024/12/18	有効期限後、更新しない
121201	天然除虫菊エキス（キクチュー）	中島商事株式会社	2025/1/15	有効期限後、更新しない
190108	有機資材用エタノール	日本アルコール産業株式会社	2025/1/17	有効期限後、更新しない
190110	Biwa-Flex 湖の恵	株式会社明豊建設	2025/1/21	有効期限後、更新しない

4. 連絡事項

①（農産）きのこ類の取り扱い開始

当センターでは、これまで有機農産物の認証事業者の取扱品目に「きのこ類」を含んでいませんでしたが、2024年に当センターの業務規程を改訂し、取り扱いができるようになりましたので、きのこ栽培を行う事業者はご検討ください。

なお、これにあたって、きのこ類の格付も行いたい場合は、次の変更届が必要になると考えられます。

- ・内部規程に「栽培場における栽培管理の事項」として、きのこ類の栽培管理に関する事柄を定める。（JAS1605 箇条 5.2 栽培場、箇条 5.8 きのかきの栽培場における栽培管理を参照。）

※必要に応じて格付規程や記録書式も見直してください。

- ・栽培場の追加申請。（栽培方法にもよりますが、基本的に「施設」ではなく「ほ場」として扱うことを想定しています。ご不明な場合はご相談ください。）

※提出後、書類審査及び現地確認を経て判定（認証）です。

②有機 JAS シール、看板の価格改定

当センターで提供する有機 JAS マーク（シール）及び認証農地用看板は、昨今の物価高騰により価格の改定を行いました。

	改定前		改定後	
【シール（中）】	4 円／枚	→	6 円／枚	
【シール（小）】	2 円／枚	→	3 円／枚	
【農地用看板】	400 円／枚	→	660 円／枚	※税込み



注文の際は、改定後の価格表記の注文書にてお願いします。

<巻末付録> 有機 JAS マーク・認証農地用看板 注文書

注文書のダウンロード及び案内は、当センターのホームページをご覧ください。

（自然農法センターの JAS マークと看板）

https://www.infric.or.jp/organic-certification/jas_worker/496/

③. 「有機 JAS 認証事業者一覧詳細（公表に同意された事業者）」に掲載者の変更について

農林水産省では、JAS 法に基づいて、認証された事業者の基本情報を公表していますが、これに加えて希望のあった方（同意のあった方）には詳細情報も公表できます。

下図の農林水産省のページで説明すると、①は希望に関係なく認証事業者すべて基本情報が公表されており、②は希望（同意）のあった場合のみ公表されるものです。

(https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html)

登録認証機関及び認証事業者

登録認証機関について

- 有機登録認証機関一覧
- JASマークに表示する登録認証機関名の略称
- 有機農産物等の輸出に係る証明書を発行できる登録認証機関一覧（令和4年7月現在）(PDF：91KB) 
- 有機登録認証機関認証費用一覧(EXCEL：31KB) 

認証事業者について

①

- 国内事業者一覧（令和4年12月現在）(EXCEL：932KB) 
- 外国事業者一覧（令和4年12月現在）(EXCEL：517KB) 

②

- 有機JAS認証事業者一覧詳細（公表に同意された事業者） 令和4年9月30日現在

②で公表できる情報は次の項目となり、連絡先やホームページなどを追加できます。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ・ 認証事業者の氏名又は名称 | ・ 主な品目 |
| ・ 住所 | ・ 認証した登録認証機関名 |
| ・ 連絡先（TEL 又はメールアドレス） | ・ 認証区分 |
| ・ ホームページ | ・ 備考 |

さて、この項では②の提出者に変更のあった場合について、ご連絡です。

公表を希望する方は、『有機 JAS 認証事業者一覧詳細 掲載希望回答用紙』に必要事項を記入し提出していただきますが、公表後、これら情報に変更が生じた際は、もう一度用紙を提出してください。（希望者の任意による公表のため、基本的に当方の判断では公表内容を変更しません。）

変更の提出方法は、用紙の「変更申込み」を選択し記入のうえ提出してください。（住所や連絡先などに変更のある場合は、認証事業者としての変更届を先に行ってください。）

<巻末付録> 有機 JAS 認証事業者一覧詳細 掲載希望回答用紙

④. 書類の提出について ～事務担当よりお願い～

認証部（事務担当）へ届く書類の中で、以下のようなケースが増えてきました。

これらのケースでは、事務処理に余分な時間を要するだけでなく、ミスの発生を招きかねないため、判別困難な書類については受理しないことを検討します。

①（FAXなどで）書類のみが届き、送信者（事業者名）、用件がわからない。

- 送付状などを書類に添え、認証事業者名、用件などをできるだけ詳細に伝えてください。

②用件とは関係のない書類（変更の用件であっても、変更とは関係のない書類）まで大量に届き、どこに変更があるか比較に時間を割く。

- メールによるデータでの提出時に多くあります。具体的に、どのページのみ提出かわかるようにしてください。

③資材証明書などの書類で、数十枚の1束で届くが、1つの資材なのか複数の資材なのか、1つの束からは区切りの判別が難しい。

- 複数の資材に渡る場合は、資材ごとにクリップや付箋などで区切りをつけ、わかるようにしてください。

資材証明書は、資材に使用している原材料の証明書も付属書類として必要なので、先頭が資材本体の証明書で、付属書類はそれに続く1束としてください。

なお、せっかくの証明書ですが、数年前の古い証明書を提出するケースもあります。日付の古い証明書では証明力がないため、最新の日付であることを確認してから提出してください。

④変更時等の提出書類が不足している。

- 申請内容の変更時に必要な「変更届」が付属していないケースが多くあります。
次のページに、事業者の種類別で、変更時に提出する書類一覧表を付けますので、提出前に不足のないよう確認してください。

なお、ほ場の追加、施設の追加など、現地確認を伴う変更は、（年次調査などで）現地確認を行う2か月前までに書類を提出してください。

申請書類一覽表&認証後の書類の作成と提出について(有機農産物の生産行程管理者)

責任者又は代表者										担当者又は生産農家										
作成又は保管すべきところ										農										
書類の番号										農 A-1										
▲ 書式の指定(注1)										農 A-2										
▲ 書式の扱い(注2)										農 A-3										
新規申請時に提出すべき書類										農 A-4										
書類の名称等	送付状										●									
	変更届										中									
	申告書（注5）										中									
	変更申請書（生産農家の追加）										中									
	変更申請書（生産農家の取下げ）										中									
書類の名称等	送次作成すべき書類(注3)										中									
	毎年提出すべき書類										中									
	変更時に提出するべき書類										中									
	担当者等の変更										中									
	生産農家の追加										中									
農 A-1										農 A-2										
農 A-2										農 A-3										
農 A-3										農 A-4										
農 A-4										農 M-1										
農 M-1										農 M-2										
農 M-2																				

注1:【○】は必ず財団書式にて提出するもの【▲】は原則どのような書式でもかまわない(財団参考書式あり)【●】は可能な限り財団書式にて取得して下さい。

注2:【申】は申請に必要な書類(認証後に変更する場合に変更が必要)【保】は申請時に提出し(収穫以降の記録の提出は不要)、認証後は適宜、作成または更新して保管する必要がある書類

【添】は必要に応じて提出する必要がある書類【毎】は毎年作成し提出する必要がある書類

注3: 農S-1～農S-5は、申請時に必要な分を作成して下さい。【◆農S-2～農S-5は、農S-1へ記録する場合は不要とすることも可能です。必要に応じて作成するようにして下さい。】

主4: 認証後、器具・機械の変更を行う場合、必要な書類の変更は原則不要としますが、認証後に行う毎年の調査で検査員が確認します。【▼】変更後の書類の提出は原則不要としますが、認証後に行う毎年の調査で検査員が確認します。

注5: 申告書及び認証合意書は、申請の受付時に受付通知と一緒に送付します。

申請書類一覧表&認証後の書類の作成と提出について(有機農産物の小分け業者)

20190401版

書式の番号	小 (農)-1	小 (農)-2	小 (農)-3	小 (農)-4	小 (農)-5	小 (農)-6	小 (農)-7	小 (農)-8	小 (農)-9
書式の指定(注1)	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○
書式の扱い(注2)	添	申	申	添	申	申	添	申	申
新規申請時に提出すべき書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
書類の名称等	変更届	申告書(注4)	認証合意書(注4)	認証申請書	法人登記簿の写し	組織図	格付表示の実施及び	略歴書	(内部記録書式等含む)
格付実績報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等の追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等の変更・取下げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設内の住所等の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の取下げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設内の配置等変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○
器具・備品・機械の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○
器具・備品の追加・取下げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
機械の追加・取下げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規程類の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部規程の改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○
格付表示規程の改訂	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村合併による住所の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※該当するものを提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1: 【○】は必ず財団書式にて提出するもの【▲】は原則どのような書式でもかまわない(財団参考書式あり)

注2: 【申】は申請に必要な書類(認証後に変更する場合は変更届の提出が必要)【添】は必要に応じて提出する必要がある書類

【毎】は毎年作成し提出する必要がある書類

注3: 年間小分け計画書を登録認証機関に提出する必要はありませんが、毎年、策定して、計画書を作成する必要があります。

注4: 申告書及び認証合意書は申請書類の受付時に受付通知と一緒に送付します。

< 付録 >

有機 JAS マーク・認証農地用看板 注文書

有機 JAS 認定事業者一覧詳細 掲載希望回答用紙



有機JASマーク・認証農地用看板 注文書

いつもありがとうございます
必要事項をご記入の上、下記あてにお送りください。

〒413-0006 静岡県熱海市桃山町15-23 2F
公益財団法人 自然農法国際研究開発センター 熱海事務所
FAX:050-3730-5908 E-mail:ninshou@ml.infrc.or.jp



記入日: 年 月 日

認証事業者名 グループ名		認証番号	-	
申込者氏名		送付先が 申込者と異なる場合	氏名	
送付先住所	(〒 -) 都・道・府・県			
電話番号	(市外局番) -			
連絡先(携帯など)	日中に繋がる連絡先を記入してください:			
到着希望日 (到着期限)	月 日 (曜日) 午前中指定・午後でよい ☐ 特になし(急がない): 送料の安い方法を優先します			
お届け方法 右のうち期限内に届く最も安い 方法を選んでお送りします	普通郵便: 3~5日要する場合があります 宅急便・ネコポス もしくは: 翌日 もしくは 翌々日 *送料税込(変更の場合あり) レター パックライト430円 ネコポス204円 宅急便 613円~(地域や大きさによる)			

種 類			サイズ(cm)	注 文 シ ー ト 数		シール・看板枚数 (申込み単位×シート数)		金 額 小 計		
シール	〈中〉	有機農産物	5.3×4.3	10 枚入 ×		シート	=	枚 × @	6 円 =	円
		有機JASマーク	5.3×4.3	10 枚入 ×		シート	=	枚 × @	6 円 =	円
	〈小〉	有機農産物	2.5×2.0	20 枚入 ×		シート	=	枚 × @	3 円 =	円
		有機JASマーク	2.5×2.0	20 枚入 ×		シート	=	枚 × @	3 円 =	円
看板	B5サイズ		18.5×25.6				=	枚 × @	660 円 =	円
必ずご記入ください				計		シート	計	枚	合計金額	円

【記入上の注意】

- シールはシート単位の販売となります。注文シート数とシール枚数の両方にご希望数を記入してください。
※記入例:<中>シール100枚の場合: (10枚入)×10シート=100枚×@6円=600円となります。
- 注文シート数とシール枚数の誤記入には注意してください。
- シールはJASマークの上が「有機農産物」のタイプと「有機JASマーク」のタイプの2種類があります(本用紙上部を参照)。
有機農産物タイプは有機農産物専用です。有機加工食品用には使用できません。
有機JASマークタイプは有機農産物と有機加工食品の両方に使用できます(名称表示は別途行ってください)。
- 『到着希望日』を必ず記入してください。もしくは「特になし」にチェックしてください。いずれかに必ず記載してください。
- レターパックライトとネコポスは郵便受けに投函されます。

【留意事項】

- 受付時間は平日15:00迄です。15:00以降に送信されたものは、原則として翌営業日の処理となりますのでご了承ください。
*土日祝休業(夏期・年末年始の休業についてはお問い合わせください)
- お急ぎの場合は「注文書」を送付の後、電話(0557-85-2001)にて発送・到着日の予定をご確認ください。
- 送料は実費を請求させていただきます。
- ※物価高騰につき2024年10月より価格を変更させていただきました。シール価格も2025年1月より値上げさせていただきます。
- 注文品には「納品書」「請求書」を同封します。振込先(郵便局・スルガ銀行口座)は請求書に記載されており、「振り込み用紙」や「払込取扱票」は同封いたしませんのでご注意ください。
- 領収書は郵便払込取扱票控えもしくは銀行振込明細書をもって代えさせていただきます。

事務所使用欄			
受付	代金	送料	備考

有機 JAS 認証事業者一覧詳細 掲載希望回答用紙

【 送付先 FAX 050-3730-5908 電子メール ninshou@ml.infrc.or.jp 】

記入日：____年____月____日

認証事業者名：_____

記入者氏名：_____

以下の該当するものにチェックをしてください。

- | |
|--|
| ☐ 新規申込み（初めて）
☐ 変更申込み（掲載内容を変更） |
|--|

<認証の種類と区分>

※複数の認証を取得している事業者は、それぞれの枚数作成してください。

農林物資の種類： ☐有機農産物 ☐有機加工食品

事業者の区分：☐生産行程管理者 ☐小分け業者 ☐外国格付表示業者

<農水ホームページへの掲載希望>

☐掲載を希望（変更）する（名称・住所等の変更は、申請書の変更届を済ませておいてください。）

☐掲載を希望しない（既に申込者で、掲載を削除したい場合も“希望しない”を選択してください。）

※「掲載を希望しない」を選択した事業者は以下、記入不要です。

<連絡先>

☐電話番号を掲載する

☐メールアドレスを掲載する

☐下記連絡先を掲載する（申請書の記載内容と異なる場合）

（_____）

☐連絡先の記載を希望しない

<ホームページ>

☐掲載を希望する

☐下記ホームページアドレスを掲載する（申請書の記載内容と異なる場合又は記載のない場合）

（_____）

☐掲載を希望しない

<主な品目>

☐下記内容で掲載する（米、キュウリ、お茶、米加工品など具体的に書いてください）

（_____）

☐認証実績に基づき、当センターが判断した適切な表現で掲載する

<備考>

その他、備考欄に記載する内容があれば書いてください。

（_____）

